

|  |  |
|--|--|
| <p>Q 1 群馬県の助成制度と伊勢崎市の助成制度との違いを教えてください。</p>                             | <p>A 群馬県では、不妊治療のうち体外受精又は顕微授精を行う方を対象に、費用の一部を助成する事業を行っています。群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業です。詳しくは、群馬県のホームページをご覧くださいか、伊勢崎保健福祉事務所（Tel：0270-25-5066）までお問い合わせください。</p> <p>伊勢崎市不妊治療助成制度の対象となる治療は、医師の不妊治療と認めた一般治療・特定治療どちらでも助成申請できます。治療、申請期間は、4月1日から翌年3月31日までです。ただし、群馬県の助成申請を先におこなっていただいています。</p> |
| <p>Q 2 特定治療をしています。申請の仕方を教えてください。</p>                                   | <p>A 群馬県の助成申請を先におこなって群馬県特定治療支援事業承認決定通知書がお手元に届いてから伊勢崎市に助成申請をお願いします。県の交付決定通知書は、申請に付けてもら書類のうちの1つです。不妊治療総額から群馬県の助成決定交付額を差し引いた1/2（千円未満切捨て）が助成対象となり10万円を上限としています。</p>  |
| <p>Q 3 一般不妊治療をはじめたところです。伊勢崎市の助成について教えてください。<br/>申請は、いつにしたらいいでしょうか？</p> | <p>A 不妊治療総額の1/2（千円未満切捨て）が助成対象となり10万円を上限としています。助成金の交付は、1年度（4月1日から翌年の3月31日まで）につき1回、申請できます。同一夫婦について、通算3回までの限度があります。受診証明書の作成も料金がかかりますので、助成金額が少なくても1回のカウントとなってしまいます。助成申請を提出するかどうかは、ご夫婦でよく相談されてください。年度内の不妊治療期間の申請は年度内ですので、申請は3月末までです。</p>  |
| <p>Q 4 一般治療中ですが、治療費が20万円に達し助成金額が10万円もらえる金額となりました。助成申請していいですか？</p>      | <p>A はい。助成申請してください。<br/>年度末になりますと、大変込み合いますので、早めの申請がおすすめです。</p>   |
| <p>Q 5 他市より引っ越してきました。他市でうけた分は助成の申請は、できますか？</p>                         | <p>A 伊勢崎市に住民票がない時期の分に関しては、補助の対象になりません。対象の方は、夫婦の双方または、いずれか一方が、申請日の1年以上前から引き続き伊勢崎市に住所があることが必要です。</p>   |
| <p>Q 5 他市へ転出しました。転出前に受けていた分の不妊治療の助成の申請はできますか？</p>                      | <p>A 申請日時時点で、伊勢崎市に住民票がない場合は、申請することは、できません。必ず転出前に申請してください。</p>  |
| <p>Q 6 複数の医療機関で治療していますが、申請できますか？</p>                                   | <p>A 医療機関を重複している場合も、申請できます。申請の際は、重複している医療機関すべてについて、それぞれ受診証明が必要となります。</p>   |
| <p>Q 7 受診証明書に関わる料金も補助の対象になりますか？</p>                                    | <p>A 申請に係わる文書作成料のほかに予防接種注射代、受精卵凍結保管料、入院費、食事代等、不妊治療ではないものは助成の対象外となります。</p>  |
| <p>Q 8 医療機関に受診証明書を書いてもらう時の注意点はありますか？</p>                               | <p>A 診断名を忘れずに記入してもらうことと、治療期間、証明の年月日は、申請年月日と同じ年度内をお願いしてください。</p>  |